

## 力強い農業構造の実現と農地フル活用に向けた提案

### ―地域計画の実現・ブラッシュアップに必要な体制整備と実践―

現在、世界は大きな岐路に立っている。気候変動や国際紛争の激化に加え、米国トランプ大統領の再就任に伴う米国第一主義への政策転換は、自由貿易に依拠してきた国際秩序を揺るがし、日本の農政推進にも重大な影響を及ぼしつつある。円安に伴う資材・食料価格の高騰は国民生活を圧迫し、食料安全保障の確立は一刻の猶予も許されない国家の最重要課題となった。

国内に目を向ければ、農業経営体の激減と高齢化は加速し、2025年農業センサス結果ではこの5年間で基幹的農業従事者が過去最大の24%減少という厳しい現実が示された。

さらに、将来の農地利用の姿を示す「地域計画」では、10年後の受け手が特定できない農地が全体の3割に達するという、担い手不足の深刻な実態が浮き彫りとなっている。

こうした歴史的危機を突破するため、政府は令和7年度からの5年間で「農業構造転換集中対策期間」と位置付け、水田活用直接支払交付金の新たな仕組みへの組み替えや日本型直接支払制度の抜本的見直しなど、基本政策の再構築を進めている。

我々農業委員会系統組織は、「地域計画」の実行を核とし、農業委員・農地利用最適化推進委員が総力を挙げ、市町村と連携協力し、非農家や消費者・異業種等の参画も得つつ、受け手不在の農地を埋めるためのマッチングや新規就農・新規参入の促進、農地利用の集約化、所有者不明農地・不在村地主への的確な対応を加速させる所存である。

農業者、農業団体、そして国民各層の理解と参画を得ながら、現場の視点に立った構造転換を断行し、持続可能な農業・農村を次世代へ引き継ぐため、以下の通り政策提案を行うものである。

## I. 農業の構造転換を集中的に推し進めるための施策の具体化

農業の構造転換に当たっては、これまでの農業政策を遂行してきた農業者や農村に対して継続性に配慮しつつ、丁寧な対応を心掛けるとともに、政府全体として政策の具体化・実現に向けては、必要な財源確保に加え、市町村及び地域段階で取組可能な人員体制の整備に努める必要がある。

### 1. 食料自給率目標の必達と食料自給力・国内生産の増大

食料自給率目標の達成と食料自給力の増大・確保に向けて農業構造の転換に取り組むに当たり、コメについては需要に応じた生産に取り組むとともに、麦、大豆、そば、いも類、甘味資源及び飼料作物等については、生産性の向上を図りつつ、国内生産の増大に取り組むこととし、制度及び予算について万全の対策を講じること。

### 2. 構造転換実現に向けた別枠予算の有効活用

食料・農業・農村基本計画を真に実効性のあるものとし、初動5年間の農業の構造転換を集中的に推し進めるため、別枠予算で措置された農地の大区画化、共同利用施設の再編集約・合理化、スマート農業技術・新品種開発、生産性向上に資する農業機械の導入、輸出産地育成等の事業を有効に活用し、農地の確保・フル活用と農業経営体の確保・育成、消費者・都市住民と農業者・農村社会との関係構築・強化に努めること。

### 3. 農業・農村の持続的な発展に向けた農業所得の向上と農産物の合理的な価格形成

#### (1) 農業所得の確保対策

農業・農村を維持し、国民生活の安定を図るには、農業経営の存続と農村社会の持続的な発展が欠かせない。若者が希望を持って就農を志すことができ、かつ農業で生計を立てる担い手が他産業並みの所得を確保できるように留意しつつ、水田政策や日本型直接支払制度を見直すこと。

#### (2) 食料システム法の周知と実効性担保

合理的な価格の形成に向けて、制度の周知を図るととともに、生産者と

実需者間での価格交渉の実施状況等について実態調査や立ち入り調査を実施するとともに生産動向の指数提供に努めるなど、その実効性を担保すること。食料システムの重要な構成要素である流通段階の改革にも取り組み、国産農産物の適正価格と消費拡大への国民理解の醸成に努めること。

#### **4. 基盤整備等の強力な実施**

##### **(1) 農地中間管理機構関連農地整備事業の推進**

離農等農地の受け皿となる経営体が持続的に耕作できるよう基盤整備事業の加速的な実施を支援し、スマート農業に対応した大区画化と基地局の設置など情報通信環境の整備を図ること。また、農業者負担のない農地中間管理機構関連農地整備事業の積極的取組を支援すること。

##### **(2) きめ細かな基盤整備の推進**

中山間地域等においても、その実情に応じたきめ細かな基盤整備を推進すること。

「農地耕作条件改善事業」は、農業者2人から機動的に事業に着手できることから農業者のさらなる負担軽減を図りつつ強力に推進すること。

##### **(3) 遊休農地対策と総合的土地利用、簡易な基盤整備等の推進**

###### **① 地域計画内での積極的な遊休農地の解消と中間保有**

地域計画の実現に向け、担い手に継承すべき農地として再生可能な遊休農地について農地中間管理機構が中間保有できる予算・人員体制の整備を国が支援し、遊休農地解消対策事業の活用等により担い手への集積を進めること。

###### **② 最適土地利用総合対策の活用**

中山間等の条件不利地域の農地保全や荒廃農地の再生等の取組を支援する最適土地利用総合対策（農山漁村振興交付金）の一層の活用を促進すること。とりわけ、今年度から新設された事業費200万円（交付率1/2）で荒廃農地等の再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等が行える荒廃農地再生支援事業について周知と活用を図ること。

#### **5. 日本型直接支払制度の見直し・拡充**

##### **(1) 中山間地域等直接支払制度の拡充**

現行制度の対象に限らず地域振興立法9法の対象地域に限定することな

く、より多くの条件不利地域が対象となるよう改善し、活用に向けた周知活動を強化するとともに、多面的機能支払との一体的な運用により、営農条件の不利を是正するための支援水準を確保し、併せて事務の簡素化と事務実施体制への支援、国負担率の引き上げを行うこと。

## （２）多面的機能支払制度の見直し

集落機能を維持し、農地、農道、農業用水路等の地域資源の保全のための共同活動が継続されるよう活動組織の体制強化に対する支援を行うとともに、非農家や集落外の多様な人材・組織の参画促進策を講じること。広域化に当たっては、個別集落の主体性を尊重しつつ、事務の共同化や事務代行組織の設立運営を支援するなど各地域の共同活動の存続・発展に向けた丁寧な周知、支援に留意すること。

## （３）環境保全型農業直接支払制度の見直し

「みどりの食料システム法」の認定を推進しつつ、先進的な環境負荷低減の取組を助長する新たな仕組みを構築し、協定による有機農業の団地化等を推進すること。

# 6. 水田・コメ政策の新たな展開

## （１）バランスの取れた水田・コメ政策の見直しの実現

令和9年度の水田政策の見直しに当たっては、これまで需要に応じた生産に取り組んできた農業者の努力を踏まえて、農業経営の存続・発展が図られ、農業者が意欲的に生産に取り組める観点で行うこと。

- ① 交付金の要件や支援水準が今後の農業者の作付け計画を左右するものであることから、所得の確保を求める担い手農業者の意見を考慮したうえで可能な限り早期に全体像を示し、中長期的に安定した農業経営の展望が描けるようにすること。
- ② 水田経営の規模拡大にはコメ、麦、大豆等の複合経営による作期分散が不可欠なため、各品目について、農業者の努力が報われるものとなるようにするとともに適地適作による田畑フル活用を推進すること。
- ③ 主食用米の消費拡大対策と併せて耕畜連携による飼料用稲等の国産飼料の需給拡大、米粉の普及、コメの輸出促進などの取組を一層強化して、多用途利用によるコメ需要の拡大を図ること。
- ④ 各種補助金・交付金等の配分については、最大限市町村段階の協議

会の裁量を尊重すること。

## **(2) 政府備蓄米の在り方の検討**

政府備蓄米について食料安全保障の観点から速やかな適正水準100万トンの速やかな確保に努めるとともに、政府備蓄を補完する民間備蓄制度も含め、放出と買入の発動基準を明確にするとともに生産量や流通在庫のよりの的確な把握に努めること。

## **(3) 水田フル活用に向けたとMA米の見直し**

水田フル活用に向けて、MA米については制度見直しに向けて関係国への働きかけを継続し、国産米の需給に影響を与えないよう配慮すること。

## **7. 中東情勢悪化に伴う生産資材等への対応**

中東情勢の悪化により、農機に使う軽油やコメ袋等のナフサ由来の農業資材の入手が難しくなっているため、国内資源の利用拡大等により流通の円滑化を図るとともに、価格高騰対策を継続すること。また、事業者による「便乗値上げ」も懸念されることから、資材等の供給状況に関する情報提供を行ったうえで、カルテルに該当する行為等がないか監視を強化すること。

## **8. 動植物防疫・水際対策の強化**

家畜の悪性伝染病や植物の重要病害虫について、水際対策の強化徹底を図ること。また、防疫設備等の施設整備への支援を強化すること。

また、アフリカ豚熱の発生の懸念が切迫の度合いを増しており、開発が遅れているアフリカ豚熱対応のワクチン開発を急ぐこと。

## **9. 食料安全保障の確立に向けた農業・農村に対する国民理解の醸成等**

子どもや若者、中高年を含む国民各層に農業・農村の多面的な機能と価値について理解を深めるため、継続的かつ積極的広報活動を行うこと。

農業委員会や教育委員会など関係機関による学校給食や体験学習、農業委員による学校での出前授業等を推進するとともに、農業委員や農地利用最適化推進委員による食育活動を最適化活動に位置付けること。

## Ⅱ. 地域計画の実行（実現とブラッシュアップ）に向けた支援

地域の話し合いをベースに将来の地域農業と農地利用の方向を示す「地域計画」は、令和7年4月末現在で約1,600市町村、19,000地区で策定され、農業構造転換集中対策期間（令和7～11年）における実行（実現とブラッシュアップ）の段階に入っている。しかし、地域計画の実現に向けた農地利用の集積・集約化の取組は十分とは言えない状況にある。早急に市町村、農業委員会、農協、土地改良区、農地中間管理機構等の関係機関・団体による推進体制を再構築し、地域計画の熟度に応じた取組の方向性を示すとともに、実効ある農地の集積・集約化に向けた農地中間管理事業、基盤整備事業、農地集積関連事業の改善・見直しの検討が必要である。その際、農地の利用調整等の重要な役割を担っている農業委員会の権能等を明確にした推進体制の整備・強化が求められる。

### 1. 地域計画の実現、ブラッシュアップと農地政策の強化

#### （1）国・都道府県段階の支援体制構築と制度見直し

農林水産省と地域拠点、都道府県と普及指導員、農協と営農指導員、土地改良区等の関係機関・団体が市町村・農業委員会等の関係者と一体となり、国・都道府県・市町村等の施策をフル活用し、地域計画実行の支援体制を構築すること。

#### （2）市町村、関係機関団体等の体制整備と予算確保

##### ① 地域段階での推進組織の整備

地域計画の実行に当たっては計画の策定・変更の主体である市町村と農業委員会の連携・役割の強化が重要である。こうした認識に立ちつつ、地域計画を推進するためには、自治会、直接支払の協議会等の既存組織の活用も含む関係者による「地域計画実行協議会（仮称）」等の組織を市町村段階と地域計画の現場毎に整備し、計画的に取り組むよう支援を行うこと。

##### ② 地域計画コーディネーターの設置

地域の話し合いを進めるため地域計画に焦点を当てたコーディネータ

一人材等を市町村・農業委員会に設置する予算を拡充すること。

### **(3) 地域計画関連の補助事業の在り方**

補助事業で農地の集積率や集約化の状況や10年後の受け手の特定状況等を要件にすると、集積・集約化に適さない農地や受け手が特定できない農地を地域計画から除外することも懸念される。このため、地域計画の実現を支援する事業の実施に当たっては、要件設定を慎重に行うこと。

なお、現行ポイント制は、事業拡大期の経営体に有利に働き、中規模以下やすでに一定の規模に達した経営体に極めて不利な状況にあるため、地域農業への貢献実績を評価する枠を設けるなど、より多くの農業者が事業を活用できるよう改善を図ること。

また、農用地の利用のない経営類型や地域計画を策定する予定がない市街化区域等の経営については、地域計画への位置付けを補助事業の要件としないこと。

### **(4) 農地の集積・集約の推進**

#### **① 農地集約化促進事業費の確保**

目標地図に基づき、農地バンクを通じた担い手の農地の集約化に取り組む地域への支援金について、必要な予算を確保すること。

#### **② 営農型太陽光発電設備の設置見直し**

営農型太陽光発電の適切な実施のため農村漁村再生可能エネルギー法への位置づけを要件とする場合において、地域計画のエリア、基盤整備事業完了地区、予定地区及び農振農用地区域等については、適正な農地管理を確保するため営農型太陽光発電施設の設置を原則認めないこと。また、市町村において適切な施設かどうか判断するためのガイドラインを明確に示し、客観的審査を行うためのサポート体制も構築すること。

#### **③ 公共転用における配慮**

農地転用を伴う公共事業については、地域計画の達成に支障がない区域へ誘導し、農地利用の集積・集約化の取組に支障がないようにすること。また、優良農地を利用せざるを得ない場合も耕作しにくい農地が生じないようにすること。

## 2. 担い手不足への支援

### (1) 担い手不足地域の情報発信と新規参入のマッチング

地域外の担い手を募集している地域計画の情報は、都道府県農業経営・就農支援センターや農業会議、農地中間管理機構等と共有し、マッチングの仕組みを構築すること。

### (2) エリア設定情報の公表と参入支援

「入作推奨エリア」や「新規就農推奨エリア」等として目標地図で設定した情報は“農業をはじめの.JP”等にまとめて掲載し、規模拡大意向の農業者や新規就農・法人参入希望者等の目に留まりやすくすること。また、「新規就農者誘致環境整備事業」や「地域外からの担い手参入促進緊急対策」を拡充し、担い手不足地域への新規就農や法人参入に必要な支援を充実すること。

### (3) 放牧など粗放的な農地利用の推進

放牧利用をはじめ、バイオマス作物や枝物植物の栽培、植林後の継続的な肥培管理の実施など、より手間のかからない粗放的な農地利用について周知を徹底し、取組の推進を図ること。その際、最適土地利用総合対策（農山漁村振興交付金）の活用事例を踏まえた横展開を図ること。

## 3. 農地転用における地域計画変更の運用改善

地域計画内の農地転用について、地域計画の達成に支障がないと市町村や関係機関が認めた場合には、計画変更を転用後に行えるよう手続の簡素化等の運用改善を図ること。

## 4. 農地中間管理事業の徹底した制度・運用の改善

### (1) 農地中間管理事業の迅速化

令和7年度から農地の権利設定が農地中間管理機構を通じた「農用地利用集積等促進計画」に一本化されたことを踏まえ、機構の事務の簡素化、特に契約更新に当たっての添付書類や同意取得方法の改善、貸し手と借り手からあらかじめ異議がない場合は賃貸借を自動更新する契約を可能とするなど手続の迅速化を実現する制度改正や体制整備を早急に行うこと。また、農用地利用集積等促進計画の作成を市町村の事務として位置づけ、地域計画の作成から実行までを市町村が主体となって実施できる仕組みを検討すること。

**(2) 農用地利用集積計画から農用地利用集積等促進計画への円滑な移行**  
旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による利用権の終期に対応して、農用地利用集積等促進計画による農地中間管理権の設定への移行が円滑かつ効率的に行われるよう、移行状況を検証し、必要に応じて改善策を講じること。

**(3) 手数料徴収不要となる事務費助成、賃料回収不能リスクへの対応**  
中間管理事業の活用を推進するため、農地の貸し手と借り手双方から手数料を徴収しなくて済むよう、国は事務費等の助成において国負担率の引き上げや対象経費の拡大など支援を拡充すること。

耕作者の経営不振、破綻等により農地中間管理機構の賃料回収リスクや事務負担が増大していることから、賃料が回収不能となった場合の支援制度（支援事業の拡充、債務保証制度の創設等）を拡充すること。

#### **(4) 全都道府県における特例事業実施**

全ての都道府県において、農業経営基盤強化促進基本方針に基づいて農地中間管理機構が農地の中間保有機能を活用して行う特例事業（農地売買等事業、農地売渡信託事業、農地所有適格法人出資育成事業、研修等事業）の全て又は一部を実施できるよう、農業経営基盤強化促進法第8条の特例事業に関する事業規定を作成し、都道府県知事の承認を受けることについて、農林水産省として農地中間管理機構に対し、指導・助言を行うこと。

また、補助事業の1ヘクタール以上連坦化要件については、地域の実情に応じた農地の中間保有機能の活用の観点に立った弾力的な運用を行うこと。

さらに、(1)の市町村による農用地利用集積等促進計画の作成を可能とする制度的措置の在り方と併せて、特例事業による農地の所有権移転登記に関する市町村の嘱託登記の在り方について検討すること。

#### **(5) 地域計画内の「農地中間管理権」の設定促進**

「受け手が確定していない農地」や「再生利用可能な遊休農地（緑）」について「農地中間管理権」の設定を積極的に推進できる予算・人員体制の整備を国が支援するとともに、基盤整備・農業団地の造成、新規就農希望者等の研修事業の実施を進めること。

### Ⅲ. 時代に適合した農地制度見直しと、 農地に関わる権利と義務の継承に向けた取組

農地は私有財産ではあるが、食料生産や環境保全など多面的かつ公益的機能を果たしていることから、国内外の情勢激変のなかで、時代の要請に適合した農地制度見直しが求められる。

農家数、農業者数は急速に減少しているが、民法の均分相続制度や都市への人口流出によって不在村農地所有者が増加し、相続放棄への対応も課題となっている。

相続未登記による所有者不明農地に加え、経営体への農地集積による権利設定件数の増加も、農地の利用調整と管理にかかる事務量を増加させ、事務執行体制の整備と予算確保が課題となっている。

また、多面的機能を有する農地の保全には、使用収益等の権利の側面だけでなく、農地所有者が世代を超えて果たしてきた水路や畦畔、農道の管理などの役割機能と義務の側面があり、その履行のために必要な支援施策についても、国民理解を促進していく必要がある。

#### 1. 所有者不明農地対策について

##### (1) 所有者不明農地制度の運用見直し

- ① 所有者不明農地制度の運用については、条件不利等で使用貸借でなければ借り手がいない場合には、使用貸借でも農地中間管理事業の対象にすること。
- ② 共有者の探索等における農業委員会の事務負担を軽減すること。特に、所有者の探索範囲が配偶者と子に限定されたことを踏まえた運用を徹底すること。

##### (2) 相続登記、所有者住所変更登記の推進等

令和6年4月から相続登記が義務化され、令和8年4月1日からは不動産所有者が住所を変更した場合も2年以内の登記が義務化されたことを、政府を挙げたキャンペーン、公共放送等による周知に取り組むこと。

一方、令和5年4月に施行された相続土地国庫帰属法では、農地も対象とされ、国庫帰属した農地は農林水産省が直轄管理・処分を行っている。

このことを踏まえ、相続等による農地の権利取得の届出や所有者を確知できない場合の農地利用の措置等の農地制度と相続土地国庫帰属制度との関係についてわかりやすく周知すること。

また、相続土地国庫帰属制度での申請農地のうち「農業委員会の調整等により農地として活用される見込みとなった」等の理由での取り下げ件数が一定量を占めている。このため、所有者不明農地の発生予防、農地の適正利用の確保の対策として、農地法第3条の3に基づく相続等による農地等の権利取得の農業委員会への届出に当たって、相続人が農地等が所在する市町村以外に居住する場合に、農地中間管理機構の「農地中間管理権の設定」を義務付けることについて検討すること。

さらに、相続登記の手續費用の助成や登録免許税の減免を行うこと。

### **(3) 所有者不明農地の長期管理者による所有権取得の検討**

所有者不明農地制度をさらに進め、長期間農地を管理し固定資産税を納税している者が所有権を原始取得できる制度等を検討すること。

### **(4) 不在村の農地所有者等の農地の適正利用の確保**

#### **① 農業委員会による不在村農地所有者への指導権限等の強化**

不在村農地所有者に対しては意向調査に止まらず、農業委員、農地利用最適化推進委員による指導など、制度の簡素化、迅速化に向けた農業委員会の権限強化を検討すること。

#### **② 地域に根ざした農地管理のための仕組みの検討**

不在村者が相続で取得した農地について、担い手への貸付けを条件に地元の親せき等の非農家への所有権移転を可能とすることや、集落の農地の所有者（不在者を含む）を構成員とする農地の利用・管理組織（一般社団法人、地縁による団体の法人化、等）による地域に根ざした農地管理のための仕組みの検討を行うこと。

#### **③ 不在村の農地所有者の相談対応体制の整備**

不在村の農地所有者の増加が地域計画実現の支障となるため、農業委員会を窓口とした相談体制を構築し、都道府県農業会議にも広域相談窓口を設置するなど農業委員会の負担軽減を図ること。

さらに農業委員会が東京・大阪等の都市部で不在村農地所有者を対象にした農地相談会を実施し、全国農業会議所が「田舎の農地活用総合相

談会」を開催するほか常設相談窓口設置の予算を確保すること。また、増加する「空き家」対策と連携し、国土交通省と農林水産省の協働を進めること。

## **2. 農地所有者が意思能力を有しなくなった際の対応の整備**

農地所有者が疾病や障害等により意思能力を欠くに至る懸念が高まっているため、農地中間管理機構への農地貸付信託についての具体的な推進方策、司法書士等と連携した民事信託など新たな手法について早急に検討し、方向性を明らかにすること。

## **3. 農業委員会における遊休農地対策の見直し**

農地中間管理機構が借り受けを断った遊休農地については再度の意向確認は不要とすること。

再生利用困難な農地については、農業委員会による非農地判断後の市町村長による地目変更の申し出と職権での地目変更登記について、農地フル活用との整合性に留意しつつ、再度徹底を図ること。この際、農地総量の確保に留意しつつ農振地域整備計画を適切に見直すよう指導すること。

荒廃している国有農地については関係省庁が連携して耕作のための貸付けや売払い等の適切な対応を行うこと。

## **4. 基盤整備事業の推進と要件緩和**

基盤整備事業等の各種事業に高収益作物への転換が事業の採択要件となっているが、担い手不足が急速に進むなかで、高収益作物の生産が困難な地域もあるため、農地保全の観点から飼料用作物の生産や有機農業の導入等地域の実態に合った生産を可能とするよう要件を緩和すること。

## **5. 農地保全のための恒久的財源確保に向けて**

森林環境税・森林環境譲与税をモデルとして農地保全利用税・農地保全利用譲与税の創設について検討し、構造転換集中対策期間後も安定して農地基盤整備、農地利用集積、担い手確保・育成等の農業振興施策を講じることができる財源の確保を行うこと。

## **6. 農地の違反転用規制の強化**

農地の違反転用については、農業委員会において農地パトロールによる抑止、是正指導に取り組んでいるところであり、さらなる実効性確保に向

けて、都道府県知事による原状回復命令や告発等の厳正な対応について、農林水産省の支援体制を強化すること。

## IV. 農業・農村の担い手の確保・育成

農業現場における人手不足が深刻化する中、「地域計画」を実現するためには、農業者が最大限活躍できる環境を整えることに加え、新たな農業人材の力が必要である。農業者の所得向上、親元就農を含めた経営継承、農業法人等による雇用就農による新たな人材の確保と育成を強化することが求められる。

### 1. 担い手に対する支援策

#### (1) 農業経営改善計画の目標達成に向けたフォローアップの強化

認定農業者と認定新規就農者の描く農業経営の目標が確実に達成できるよう、認定を受けた農業者が自身の経営の状況を把握するように促すとともに、市町村による計画の進捗確認や活用できる補助事業の提案等の支援を強化すること。人員体制が脆弱な市町村に対しては、都道府県農業経営・就農支援センターが積極的に支援すること。

#### (2) 担い手の経営管理能力向上支援

経営管理能力の向上などの支援を強化するため、研修プログラムを充実させるとともに、関係機関による研修の実践を支援するための予算を確保すること。

#### (3) 食料品消費税ゼロへの対応

食料品の消費税をゼロにする場合は、農業経営に影響が及ばないよう適切な対応策を講じること。

#### (4) 将来計画だけでなく実績を評価した補助事業採択

各種補助事業の優先採択要件について、将来の取組だけでなく条件不利農地や荒廃農地の引き受け、農業生産額の維持、雇用労働者の定着といった、地域農業の維持等で現に果たしてきた功績を評価する仕組みとすること。（Ⅱ 1（3）再掲）

#### (5) 雇用改善と労働力確保の支援

認定農業者等の担い手が安定した雇用を実現できるよう、雇用導入と

ともに労災保険の加入推進など雇用環境・条件整備をさらに支援すること。また、農村部の人口減少や人件費の高騰により労働力の確保が難しくなっている実態を踏まえ、人材雇用に関する支援を強化すること。

## **(6) 認定農業者の経営継承と新規就農のマッチング支援**

法人・共同申請を除く認定農業者の4割超が65歳以上であることを踏まえ、市町村等が農業経営改善計画の認定・再認定時に、経営継承に関する意向を確認し、その情報を都道府県農業経営・就農支援センターと共有することで、認定農業者が第三者である後継者とのマッチングを含む継承支援を確実に受けられる仕組み等を検討すること。

## **2. 就農相談から雇用・独立就農、経営確立までの一貫した支援体制**

### **(1) 新規就農者育成総合対策の拡充**

「新規就農者育成総合対策」について下記事項を拡充し、支援体制の強化に必要な予算確保を図ること。

- ① 就農準備資金・経営開始資金の前年度の世帯所得要件 600 万円超え支給停止の要件については、賃金の引き上げや物価上昇の動向等を踏まえた見直しを行うこと。
- ② 就農準備資金の親元就農者については、個人経営体における共同経営も継承の一形態と認め、継承要件を緩和すること。具体的には、農業委員会などの適切な第三者による立会いのもと、家族経営協定で親子での共同経営について明確に定める場合も対象にすること。

### **(2) 雇用就農の推進**

雇用就農資金の年齢要件については、健康寿命の延伸や高齢者の活躍の観点から、現行の49歳以下から引き上げること。新規採択人数の上限については、独立就農希望者を例外とするなど見直しを行うこと。

### **(3) 独立就農、雇用就農の支援体制強化**

就農準備資金・経営開始資金のデータベースシステムについて、市町村、都道府県等の関係機関の入力事務が円滑に行われるよう改修予算を措置すること。

就農準備資金・経営開始資金並びに雇用就農資金のほか、国産飼料増産対策事業についても、新規就農者等の修学、OJT研修、農地・設備・資金の確保、経営改善等の過程を継続的に支援する安定した体制整備

が重要であり、総理の方針に即して、補正予算でなく当初予算で所要の予算を確保するとともに、採択済みの支援対象者に必要な財源については、複数年にわたり安定した支援を行うため、基金事業として措置すること。

#### **(4) 幅広い求人募集体制の構築等**

他産業に劣後しない賃金上昇や雇用条件の改善に向けて雇用体制強化事業の予算を確保すること。改正労働安全衛生法で義務づけられた安全衛生教育の実施については、厚生労働省と連携して事業主への周知を強化すること。

#### **(5) 新規就農希望者の円滑な就農実現に向けた支援体制の整備**

農業委員や農地利用最適化推進委員が世話役として新規就農者や雇用就農者をサポートする「新規参入促進対策事業（仮称）」を創設し、広域的な利用調整も含めて農業委員会系統組織が活動できる予算を措置すること。

新規就農の定着に向け、農機メーカー等と連携して研修生に遊休農地でのトラクター講習会など支援を行うこと。また、新規就農者のための農業版空き家バンクの運営やリフォームを支援するとともに、高齢農家等の農機具等の円滑な譲渡・継承のマッチングを支援すること。

### **3. 女性や後継者が活躍できる環境整備の推進**

#### **(1) 女性の活躍推進に対する支援策**

- ① 各種補助事業や助成金の採択要件について、女性が主体となって取り組む場合のポイント加算や要件緩和を拡充し、女性が働きやすい環境の整備や女性農業者グループの活動を支援すること。
- ② 「家族経営協定の締結」、「農業経営改善計画の共同申請」及び「女性の農業者年金加入」を推進するため十分な予算を確保すること。

#### **(2) 農業者年金の制度・運用の改善**

- ① 直系卑属の後継者の配偶者について、認定農業者で青色申告者である経営主と家族経営協定を締結している場合、保険料の国庫補助の対象者に追加するための制度改正を男女共同参画の推進の観点からも早急に行うこと。
- ② 農業法人の従業員の老後生活の充実に寄与できるよう、農業者年金

制度としての個人型確定拠出年金の創設について検討すること。

- ③ 通常加入者（政策支援加入の対象とならない加入者）は、年齢等に関わらずに保険料5千円からの加入を可能とすること。

#### **4. 外国人材の適正導入の支援**

##### **（1）外国人材の育成・確保の推進**

人手不足にある農業経営体が適切な外国人材を導入できるよう、優良な監理団体等が送り出し国の事業者と連携して人材をマッチングできる取組を継続的に支援すること。また、国際情勢が不安定になっていることから、新規送り出し国の開拓も支援すること。

##### **（2）育成就労制度に向けた環境整備**

令和9年度から始まる育成就労制度の周知や農業者からの相談体制の拡充に努めるとともに、新制度でも安定的に外国人材が確保できるよう環境整備に努めること。

##### **（3）日本語教育の充実に向けた支援策**

外国人材の日本語能力向上のために受入れ機関である農業法人等が行う取組（認定日本語教育機関等への通学、オンライン学習等）に必要な環境整備を支援すること。

## V. 農村の振興

農業・農村の価値と便益の維持・向上を図るためには、都市生活者など非農業者も含めた国民の理解と実践が必要である。

関係人口の増加や民間企業の呼び込み、地域生活圏構想や二地域居住の推進に当たっても、現に居住している農業者を含めた地域住民の生活の利便性の向上と事業の発展との相乗効果を担保する視点が重要である。

関係人口等地域の外部からの人の呼び込みに加え、農地を地域に残して他住する不在村の農地所有者や地域に居住する土地持ち非農家を重要な関係者と位置付けて農村政策を展開する必要がある。

### 1. 農山漁村等地域集落の定住促進等のための抜本的対策

農業をはじめとする一次産業と他産業が連携した経済活動や集落のインフラ整備、買い物支援などの生活の利便性の確保等、省庁を横断した抜本的な施策の展開を早急に図ること。

### 2. 農村の持続的発展に向けた支援

集落営農による生活支援の取組や自治会等の生活支援組織による農用地の保全等の取組を行う農村RMOの形成を推進すること。

また、中山間地域において円滑にスマート農業導入を行うための情報通信環境の改善・整備、オペレーターの養成を支援すること。

農地転用許可後の太陽光発電施設の適正管理と事業廃止後の設備撤去等について、ガイドラインの整備等について万全を期すること。

### 3. 鳥獣害等対策・ジビエ利活用

鳥獣被害防止特措法に基づき、地域主体の多様な取組を支援するとともに、捕獲の専門人材の確保・育成を推進すること。

また、罠設置のための狩猟免許取得に向けた支援、ジビエの利活用のための処理加工施設のさらなる整備、需要拡大、コミュニティビジネス・地域ブランド化、GPSやICT檻の設置等の支援を行うこと。

サル、イノシシ、シカのほか、クマによる被害が深刻化するなか、個体群管理、電気柵の設置等対策を強化すること。

## 4. 都市農業の振興

### (1) 都市農業の振興に関する計画（地方計画）の策定と推進

都市農業振興基本法に基づく地方計画の策定を進め、地域計画と併せて市町村の農業振興計画の中で位置付けることによって一体的に農業振興が図られるよう、優良農地「保全ファースト」の明確化と農用地除外の慎重な判断について改めて啓発を行うこと。

宅地等の農地転換に当たって、ガイドラインの作成、普及を図ること。

### (2) 都市農地貸借円滑化法の啓発と貸借の促進

市街化区域農地についても、その保全と有効活用に向けて貸借が促進されるよう、都市農地貸借円滑化法の啓発と認定都市農地貸付け、相続税納税猶予制度の活用を促進すること。

併せて、生産緑地をはじめとする都市農地の担い手への貸付けや市民農園等としての利用を促進するため、都市地域の農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構による農地の出し手と受け手のマッチング体制の整備を図ること。また、農業委員会のあるせんにより農地を売った場合の800万円控除の特例を市街化区域にも適用し控除額も拡大すること。

さらに、三大都市圏特定市以外の市町村においても、生産緑地制度導入と指定に向けた指導・啓発を強化すること。納税猶予制度については、農業用倉庫、農道など農業用施設も対象とすること。

都市農地の保全と継承のため、相続税にかかる負担軽減措置について検討すること。

### (3) 農業体験農園、都市農村交流活動の普及・拡大

農業体験農園は、農業収入の安定と都市住民の農業理解の醸成に大きく貢献しており、新規就農（希望）者の研修・育成の役割も期待できる。

体験農園利用者が、希望すれば就農まで移行できるような体制を整備するとともに、都市にとどまらず中山間地域も含めた広い地域で農業体験農園、都市農村交流を普及・拡大する取組を支援すること。

## 5. 大規模自然災害への備えと復旧・復興対策

### (1) 農村の防災・減災対策の強化等

大規模自然災害に対する備えとして、農山漁村コミュニティの活性化による地域防災力の向上に取り組み、農村地域における防災・減災対策の早急な整備強化を進めるとともに、災害リスクの周知、濁水や大雨等

への対策を強化すること。

また、能登半島地震の復旧・復興を急ぐとともに、被災後に新たな災害によって再度被災しないよう、これまで以上に災害に強い施設の再建と大区画化等機能向上を進めるなど、被災農業者が意欲を持って営農を再開できる総合的な支援を継続的に実施すること。

## **(2) 東日本大震災・原発事故からの再生に向けた支援の継続**

東日本大震災・原発事故からの復興支援を継続的に実施するとともに、いまだ原発事故による日本産農林水産物の輸入規制をしている国・地域に対しその撤廃を強く求めていくこと。

## VI. 農業委員会系統組織の予算確保と体制整備

農業委員会は「農地利用の最適化」が法令必須業務に位置付けられ、地域の貴重な資源であり、個人の貴重な家産でもある農地を次代に引き継ぐ「農地の守人（まもりびと）」となっている。

今後は、地域計画の実行という地域の要請に応えるために、農業委員会が市町村と連携協力し総力を挙げて取り組めるよう、業務の見直し・体制の整備を進めることが重要である。

### 1. 農業委員会業務の見直しと事務局体制の整備

農業委員会は業務の増加に比べて、事務局の人員体制が不足している。このため、農業委員会の業務を見直し、業務の集中・重点化を図った上で、各種制度に精通した専門的知識を有する職員や会計年度任用職員の採用も含めた人員体制を確保するとともに、農業委員会ネットワーク機構等への業務委託等のため十分な予算を措置すること。

農地利用状況調査に当たっては、中山間地域等直接支払や多面的機能支払、転作確認とも連携し人工衛星等の画像診断の活用を進めること。

### 2. 農業委員会系統組織予算の確保

農業委員会が地域の実態に応じた活動ができるように、農業委員会系統組織予算を確保するとともに、使いやすい予算とすること。農地利用最適化推進事業の農地集約化促進モデル事業については、農業委員会と関係団体が連携した効果的な体制整備が行われるよう支援すること。

特に農業委員会の事務効率化のため、委員一人ひとりにタブレット端末を導入し、書類の電子化と事務作業の省力化、事務局との連絡調整・現地調査や活動記録の効率化を進めるための予算措置を行うこと。

市町村農業委員会を支援する農業委員会ネットワーク機構である都道府県農業会議、全国農業会議所についても、農地利用最適化、地域計画実現を支援する人材確保について所要の予算を措置すること。

### 3. 農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し

地域計画の実行という地域の要請と期待に応えられるよう、権能の異なる農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置について、現行体制にも

配慮しつつ一体化を図る見直しを早急に行うこと。

#### **4. 女性委員の登用促進・定着の支援強化**

都道府県及び全国の女性委員組織では研修会や勉強会等を開催して女性委員の登用促進や資質向上を支援しているが、現行の機構集積支援事業は予算不足により、出席旅費等を工面できない市町村があるため、新規事業により女性委員の出席旅費や開催経費等を支援すること。

#### **5. 農業委員会の自主的活動の支援**

農業委員会が事業実施主体となって、委員による遊休農地の解消や新規就農者の育成、鳥獣被害対策の実施等の地域課題に応じた取組を柔軟に支援できる事業を創設すること。

#### **6. 農業委員会サポートシステムの最新化・利用促進に向けた対応**

##### **(1) システム改修・運用保守の予算確保**

度重なる農地制度の見直しを経て、農業委員会からシステムの機能改善等の要望が多数出されている。近年の人件費や資材高騰も踏まえ、システム改修及び運用保守の予算を確保すること。

##### **(2) 住民基本台帳及び固定資産課税台帳との照合への支援**

農地台帳は農地法等により毎年、住民基本台帳及び固定資産課税台帳との照合が必要であり、照合作業は、操作や調整等の業務負担が大きく専門性が求められることから、農業委員会に対する照合支援予算を拡充すること。

##### **(3) 農業委員会サポートシステム地図の定期的な更新に向けた支援**

システムの地図は、農林水産省が法務局から取得する登記所備付地図データを元に更新しているが、全農地の情報が網羅されていないことから、対策を検討すること。

##### **(4) 地籍調査の全地域での早期完了に向けた働きかけ**

地籍調査は農用地で71%にとどまる。農業委員会サポートシステムは地籍調査をベースにした地図を利用しているため、地籍調査を早急に完了するよう農林水産省として市町村及び国土交通省へ強く働きかけること。

**(5) 農業委員会サポートシステムのインターネット利用に向けた支援**  
システムのインターネット接続による利用拡大に向けた働きかけを行うとともに、利用環境の整備に向けた予算支援を行うこと。

**(6) 農業委員会への各種調査の実施に当たっての配慮**

農林水産省が農業委員会に対して行う各種調査に当たっては、業務効率化の観点から、システムを活用して簡易に回答ができるよう、省内で十分に調整して実施すること。